

議案第37号

三宅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町子ども医療費助成条例(昭和48年9月三宅町条例第14号)の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8年 9月 1日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

三宅町子ども医療費助成条例(昭和48年9月三宅町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三宅町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

三宅町子ども医療費助成条例(昭和48年9月三宅町条例第14号)の一部改正新旧対照表

改正後(案)	現行
三宅町子ども医療費助成条例 第1条の2 略 2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び医療情報基盤・診療報酬審査支払機構をいう。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の三宅町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。	三宅町子ども医療費助成条例 第1条の2 略 2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金をいう。